

公益財団法人とちぎ未来づくり財団

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

2. 当財団の課題

課題1： 出産・子育て等を機に（あるいはそれ以後に）、女性職員が退職する傾向にある。

課題2： 労働者の各月ごとの平均残業時間等で特に労働時間が長い雇用管理区分がある。

3. 目標

- ・ 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を80%以上とする。
- ・ 管理職候補者の女性割合を40%以上とする。

4. 取組内容と実施時期

取組1： 利用可能な両立支援制度を周知する。

- 令和 4年 4月～ 利用可能な両立支援制度について、パンフレットや財団の職員専用サイトを活用し、周知を図る。
- 令和 4年 10月～ 家庭生活との両立や女性活躍推進など働き方に関する研修を実施し、意識啓発を図る。
- 令和 5年 4月～ 意識調査アンケートを定期的実施し、各自振り返ると共に、家庭生活との両立を支援する職場環境となっているか、職場で話し合う機会を設ける。

取組2： 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関して周知する。

- 令和 4年 4月～ 新規に雇用する職員や県からの派遣職員に対して、全体研修で周知すると共に各事業所においても個別に説明する。
- 令和 4年 4月～ 当事者がいる場合には、直接の上司、所属長が個別に説明相談に応じると共に本部事務局もバックアップする。

取組3： 女性管理職育成に向けて、研修等の取組みを実施する。

- 令和 4年 4月～ 新任課長（男女関わらず）に対しては、所属長が定期的に面談・指導を行う。
- 令和 4年 4月～ 管理職育成のために指導者、評価者のレベル向上を図るため、全課長級職員を対象に人事評価・指導研修を実施する。
- 令和 4年 10月～ 他の職場（他業種を含む）における女性管理職を招いて交流を図る。